

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十六日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

## 奈良県教育委員会規則第二号

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則

奈良県教育委員会選奨規程（昭和二十四年十月奈良県教育委員会規則第六号ノ二）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第三号中「学校公民館図書館等」を「学校、公民館、図書館等」に改め、同項第七号中「成績」の下に「特に」を加える。

第三条中「、事務局職員及び教育研究所職員」を「並びに事務局の教育次長、課長及び室長並びに教育研究所の所長」に改め、「その定数」を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。